



# 長野県報

2月21日(木)  
平成25年  
(2013年)  
第2447号

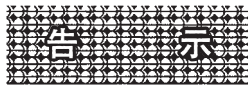
## 目次

### 告示

救急病院等を定める省令に基づく救急診療所の認定(医療推進課) .....	2
公共測量の実施(2件)(建設政策課) .....	2
電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路管理課) .....	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) .....	2
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課) .....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) .....	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) .....	4

### 公告

特定調達契約に係る一般競争入札(情報統計課情報システム推進室) .....	4
特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(県民協働・NPO課) .....	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課) .....	5
一般競争入札(財産活用課) .....	6
一般競争入札(2件)(食品・生活衛生課) .....	7
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課) .....	9
特定調達契約に係る一般競争入札(建設政策課技術管理室) .....	10
特定調達契約に係る落札者の決定(建設政策課技術管理室) .....	11
一般競争入札(2件)(財産活用課) .....	11
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) .....	13
一般競争入札(3件)(健康福祉政策課) .....	13
一般競争入札(9件)(建設政策課) .....	16
一般競争入札(2件)(道路管理課) .....	23
一般競争入札(特別支援教育課) .....	25
地方自治法に基づく監査結果に関する報告(監査委員事務局) .....	26
一般競争入札(3件)(交通政策課) .....	41
一般競争入札(情報公開・私学課県立大学設立準備室) .....	44
一般競争入札(建設政策課) .....	45
一般競争入札(砂防課) .....	46
一般競争入札(2件)(高校教育課) .....	47
一般競争入札(4件)(特別支援教育課) .....	48



長野県告示第63号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急診療所は、次のとおりです。  
平成25年2月21日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
市瀬整形外科	飯田市川路4825	平成28年2月18日

医療推進課

長野県告示第64号

岡谷市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。  
平成25年2月21日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量（復旧測量（基準点））
- 作業期間  
平成25年2月1日から平成25年2月28日まで
- 作業地域  
岡谷市

建設政策課

長野県告示第65号

佐久市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。  
平成25年2月21日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
公共測量（佐久市都市計画基本図修正）
- 作業期間  
平成24年12月27日から平成25年3月22日まで
- 作業地域  
佐久市

建設政策課

長野県告示第66号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。  
平成25年2月21日

長野県知事 阿部守一

道路の種類	路線名	区間
県道	弘沢茅野線	茅野市宮川5784番地先から 茅野市ちの3041番の20地先まで
県道	弘沢茅野線	茅野市宮川5785番の1地先から 茅野市ちの3043番地先まで

道路管理課

長野県告示第67号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県伊那建設事務所及び辰野町役場に備え置きます。

平成25年2月21日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
宮所	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から17号までを順次結んだ線及び標柱1号と17号を結んだ線に囲まれた区域。	上伊那郡辰野町	伊那富	墓所	807番	1号
		〃	〃	タツ所	852番1	2号
		〃	〃	後沢	2046番	3号
		〃	〃	〃	2045番	4号
		〃	〃	城山	1946番1	5号
		〃	〃	後沢	1976番	6号
		〃	〃	城山	1941番	7号
		〃	〃	〃	1933番1	8号
		〃	〃	山際	755番1	9号
		〃	〃	〃	764番	10号
		〃	〃	〃	770番1	11号
		〃	〃	〃	2043番	12号及び13号
		〃	〃	〃	789番1	14号
		〃	〃	〃	790番2	15号
		〃	〃	〃	796番5	16号
〃	〃	〃	805番1	17号		

砂防課

**長野県告示第68号**

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成25年2月15日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成25年2月21日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
饗場 一男	小諸市甲4097-8	小諸市南町2丁目4番2号 セブンイレブン小諸南町店

会計課

**長野県佐久建設事務所告示第1号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年3月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年2月21日

長野県佐久建設事務所長 中山 茂

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 254号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡立科町大字山辺46番の4地先から 北佐久郡立科町大字宇山1772番の1地先まで	旧	8.0~19.0 <sup>m</sup>	0.7300 <sup>km</sup>
		13.0~36.0	0.6950
同 上	新	13.0~36.0	0.6950

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 借宿小諸線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡御代田町大字御代田字東林3998番の1地先から 北佐久郡御代田町大字御代田字児玉3779番の1地先まで	旧	4.7~23.6 <sup>m</sup>	0.7939 <sup>km</sup>
		10.2~31.8	0.7881
同 上	新	10.2~31.8	0.7881

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 湯沢望月線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市協和字北之沢5178番の1地先から 佐久市望月字中原1513番地先まで	旧	5.0~23.4 <sup>m</sup>	1.2561 <sup>km</sup>
		14.0~43.4	0.6914
佐久市協和字北之沢5178番の1地先から 佐久市協和字大行原4789番の1地先まで	新	14.0~43.4	1.4855

道路管理課

**長野県安曇野建設事務所告示第5号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年3月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年2月21日

長野県安曇野建設事務所長 油井 均

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 403号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市明科東川手1366番の3地先から 安曇野市明科東川手833番の1地先まで	旧	6.0~8.0 <sup>m</sup>	0.1455 <sup>km</sup>
		12.0~28.6	0.1482
同 上	新	12.0~28.6	0.1482

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 塩尻鍋割穂高線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市穂高有明7572番の1地先から 安曇野市穂高有明8952番の9地先まで	旧	6.8~25.3 <sup>m</sup>	0.2032 <sup>km</sup>
		9.3~28.8	0.2032
同 上	新	9.3~28.8	0.2032

道路管理課

## 長野県佐久建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年3月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年2月21日

長野県佐久建設事務所長 中山 茂

- 1 路線名 湯沢望月線
- 2 供用を開始する区間  
佐久市協和字大行原4789番の1地先から  
佐久市望月字中原1515番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成25年2月21日

道路管理課

## 長野県安曇野建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年3月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年2月21日

長野県安曇野建設事務所長 油井 均

- 1 (1) 路線名 403号
- (2) 供用を開始する区間  
安曇野市明科東川手1366番の3地先から  
安曇野市明科東川手833番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成25年2月21日
- 2 (1) 路線名 塩尻鍋割穂高線
- (2) 供用を開始する区間  
安曇野市穂高有明7572番の1地先から  
安曇野市穂高有明8952番の9地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成25年2月21日

道路管理課



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入をする物品等及び数量  
サーバ、ルータその他周辺機器一式
  - (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (3) 借入期間  
平成25年10月1日から平成29年7月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
  - (4) 借入場所  
入札説明書及び仕様書によります。

## (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県企画部情報統計課情報システム推進室  
電話 026 (235) 7071

## 4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年3月6日（水）午前10時30分
- (2) 場所 長野県庁 本館棟3階会議室

## 5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成25年4月5日（金）午前10時30分  
イ 場所 長野県庁 西庁舎パソコン実習室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成25年4月4日（木）午後5時  
イ 場所 長野県庁専用郵便番号 380-8570  
長野県企画部情報統計課情報システム推進室
- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を、平成25年4月2日（火）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め